

**令和 7 年国勢調査広報業務委託
公募型企画提案競技実施要領**

1 業務概要

(1) 目的

令和 7 年国勢調査の実施に当たり、前回令和 2 年国勢調査の結果を踏まえ、県内の特定の対象者に重点を置き、静岡県としての広報を展開する。県民に対して国勢調査への参加協力を広く呼びかけるとともに、インターネットによる回答が円滑に行われるように、理解、信頼、行動の促進を図ることを目的とする。

(2) 業務名

令和 7 年国勢調査広報業務委託

(3) 契約期間

契約日から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

(4) 契約限度額

19,690 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超えたものは失格とする。

2 業務内容

別紙「令和 7 年国勢調査広報業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 参加資格

下記の条件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から契約の日までの間に、国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている日が含まれないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接

的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は
原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (5) 静岡県的一般業務委託に係る競争入札参加資格における営業種目について、「広告代理」に登録されている者であること。
- (6) 静岡県内に本社又は営業所等の事業拠点を持する者であること。
- (7) 都道府県税の納税義務を有する者にあつては、都道府県税の未納がないこと。

4 手続等

(1) 担当課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県企画部統計活用課
電話番号:054-221-2241 ファクシミリ番号:054-221-3609
E-mail:census@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 実施要領、業務仕様書及び選定基準の配布

ア 配布開始 令和7年7月1日(火)午前9時
イ 配布場所 静岡県ホームページ
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsuchiji/index.html>)

(3) 事業説明会の開催

企画提案に参加しようとする者は、事業説明会に参加する。

ア 日時 令和7年7月7日(月)午後1時30分
イ 場所 静岡県庁別館20階第一会議室B

(4) 質問及び回答

仕様書等についての質問は、質問書(別紙様式3)を提出する。

ア 提出期限 令和7年7月11日(金)午後5時
イ 提出方法 電子メール
ウ 提出先 上記(1)に同じ
エ 回答期限 令和7年7月15日(火)午後5時までに回答する。

(5) 参加表明書の提出

企画提案に参加する者は、参加表明書(別紙様式1)を提出する。

ア 提出期限 令和7年7月16日(水)午前11時必着
イ 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る)及び電子メール
ウ 提出先 上記(1)に同じ

(6) 企画提案書の提出

上記(5)により企画提案への参加を表明した者については、企画提案書(別紙様式2)を提出する。

ア 提出書類

- (7) 「令和7年国勢調査広報業務」企画提案書 …10部
- (4) 見積書 …1部

・税込み。合計金額を記載し消費税がわかるようにすること。

・各業務の積算内訳を明記すること。

(f) 担当一覧（氏名、経歴、実績等）及び連絡体制 … 1 部

イ 提出期限 令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時必着

ウ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る）

エ 提出先 上記(1)に同じ

(7) 参加の辞退

参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退書（別紙様式 4）を令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時までに提出すること。

(8) プレゼンテーションの実施

参加を承認した事業者には、承認書及び当日案内を 7 月 17 日（木）午後 5 時までに電子メールにて通知する。

ア 実施日：令和 7 年 7 月 29 日（火）

イ 会 場：静岡県庁東館 16 階 OA 研修室

ウ 発 表：発表時間は 1 者当たり説明 15 分以内、質疑応答 5 分の 20 分以内
参加人数は 1 者当たり 2 人まで

エ 内 容：企画内容のプレゼンテーション及び県審査委員によるヒアリング

(9) 選定方法

審査は、県が別に定める委員により組織された企画提案選定委員会が行う。

なお、契約候補者の選定に当たっては、評価項目に基づき、企画提案の審査、採点を行い、審議の上、契約候補者を選定する。

(10) 選定基準

別紙「令和 7 年国勢調査広報業務委託業者選定基準」のとおり。

(11) 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和 7 年 7 月 30 日（水）までに、辞退者を除く全ての参加者に電子メールで通知する。

5 その他

(1) 言語及び単位

手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 労働関係法令

県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また、委託業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 費用負担

提出書類の作成、提出等に係る全ての費用は提案者の負担とする。

(5) 契約保証金

免除

(6) 無効となる企画書

企画案が次の要件の一つに該当する場合は、審査の対象から除外する。

- ア 参加資格の無い者が提案した企画書
- イ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない企画書
- ウ 仕様書で指定する条件に適合しない企画書
- エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない企画書
- オ 記載すべき事項以外の内容が記載されている企画書
- カ 虚偽の内容が記載されている企画書
- キ 他者の著作権を侵害する企画書

(7) 提出された企画書

- ア 提出された企画書の差替え又は再提出は認めない。
- イ 提出された企画書は返却しない。
- ウ 提出された企画書の内容は公表しない。
- エ 採用した企画の内容は、静岡県と採用決定者の協議の上、変更することがある。

(8) 資料その他

- ア 企画書の作成のために県から受領した全ての資料は、当方の了解なく公表・使用することは認めない。
- イ 採用決定者には、国勢調査広報マニュアル及び広報版下集を貸し出す。
- ウ 事業実施に当たっては、法令、契約書等を順守し、静岡県と十分な連絡調整を図る。